登園許可証明書

公私連携型保育所セレン保育園

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、 一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出 をお願い致します。

クラス名	組	園児名	

該当疾 患にO	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過 し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱、アデノウイル ス感染症)	主な症状が消失した後2日が経過するまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認めら れるまで
	急性出血性結膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認めら れるまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹(ひしん)が乾燥していること。 医師の指示に従う

上記の疾患で、<u>年月日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので</u>年月日より登園をしてよいことを証明します。

証明日	年	月	日	医療機関名
				医 師 名